

## 学会外部からの照会・取材等への対応の基本方針

日本神経精神薬理学会が一般社団法人化し社会的なプレゼンスが増大するにつれ、学会に対し外部より様々な照会、取材申し込みなどが寄せられるようになっている。学会の社会的責任としてこれらの動きに対応することが必要であるが、一方では適切な形で行っていくことが求められる。従来は、事案ごとに個別に対応していたが、一定の原則に基づいて行っていくことが望ましいので、以下の対応の基本方針を定める。

なお、この基本方針は原則的なものであり、事案ごとに対応法を変えたり、時代の変化に応じて修正が加えられたりすることを妨げない。

- I. 対応の窓口は、原則的に広報委員会が務める。広報委員会は、当該事案に対する対応の担当者を選定し、担当者から対応についての回答を受け取って、外部に回答することとする。
- II. 当該事案に対する対応の担当者が、回答の判断に迷うときなどは、回答内容を広報委員会に返戻し、審議を依頼することができる。
- III. 広報委員会が判断に迷うときや迅速な対応が必要となる場合には、理事長または執行委員会に相談して対応方針を判断する。
- IV. 学会が対応の対象とするのは、その存在が確認できる各種団体（あるいはその代表者）とし、個人による質問等は対象としない。
- V. 原則として文書による質問のみ受け付け、電話による質問は受け付けない。メールの場合は、発信者が実在し信頼できる団体であることが確認できることを条件とする。
- VI. 上記の条件に合致する場合でも学術的・医療的なテーマに限定し、症例等の個別の内容への対応はしない。
- VII. 学会からの回答は、学術団体としての公的なものとなることを十分理解して対応する。
- VIII. 学会員が個人の資格でコメント等を出すことは妨げないが、必ず個人的な意見であり学会の意見ではないことを明確にする必要がある（肩書は所属機関名とし、学会名を用いないこと）。